

能力担保研修始まる

平成15年5月9日（金）、東京のイノホールにおいて、特許庁総務部長、東京地方裁判所判事、日本弁護士連合会副会長等のご来賓をお招きして、日本弁理士会主催「平成15年度 特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修」の開講式・ガイダンスが盛大に開催されました。同様の開講式・ガイダンスが、5月16日（金）に大阪の南御堂難波別院で開催されました。これらの開講式・ガイダンスにはほとんどの受講生とともに多数の講師に参加いただきました。



東京イノホールにて 中央、会長 下坂スミ子

開講式、ガイダンスの翌日から、東京：

9クラス、大阪：4クラス、名古屋：1クラス、中国・四国：1クラスの合計15クラスで順次講義が始まりました。全体で45時間の講義及び演習と、それらとは別に4本の自宅起案が用意され、これらすべてに出席し、すべての起案を提出しなければ研修を修了することができないという厳しいカリキュラムが組まれています。受講生の熱意に応じて、どのクラスでも弁護士による熱の入った講義が展開されています。各クラスにはクラス委員長、副委員長2名が配置され、運営に協力していただいています。

今回の能力担保研修の研修生の大部分が、民法、民事訴訟法について、大学における基礎研修を受ける等の方法により、基礎知識をもって受講しております。受講生がさらに民法、民事訴訟法の基礎を補強しようとお考えの場合には、基礎研修で使用したテキスト（裁判所書記官研修所監修の民法概論、民事訴訟法概論）や日本弁理士会から入手可能な基礎研修のビデオテープも有効です。

能力担保研修修了後、10月には試験が実施される予定になっております。付記弁理士第1号となるべく、受講生の皆様のご健闘をお祈りいたします。

平成14年度弁理士試験合格者の皆様

9月の新人継続研修で再び集いましょう

日本弁理士会研修所において、9月前半に10日間をかけて、下記の内容の新人継続研修を企画実行いたします。この新人継続研修は本年2～3月に実施された新人研修を経て実務経験を積まれた皆様に更に広い範囲の内容の研修を行うものであります。

詳細は追ってご案内いたしますので、是非参加願います。

新規登録した弁理士としての心構え	知的所有権実務演習 ①
税関における手続き	知的所有権実務演習 ②
当事者系審判（特・実）	外国特許出願の実務（米国）①
鑑定・判定の実務（特・実）	外国特許出願の実務（米国）②
当事者系審判（意）	外国特許出願の実務（EPC）
鑑定・判定の実務（意）	外国特許出願の実務（PCT）
当事者系審判（商）	外国特許出願の実務（アジア）
鑑定・判定の実務（商）	外国意匠出願の実務
審決取消訴訟の実務	外国商標出願の実務
知的財産の経済的評価	外国代理人による研修